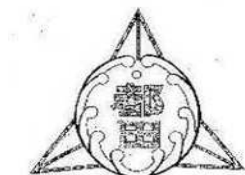


令和5年度
第1回学校運営協議会



令和5年5月18日(木)
浜松市立都田小学校

令和5年度 浜松市立都田小学校 学校運営協議会委員

No.	名 前 (敬称略)	所 属、役 職 等
1	コバヤシ ヲキ子 小林 宗吉	都田地区自治会連合会 会長
2	ヤマシタ イヅヅ 山下 英治	滝沢放歌踊り保存会 副会長
3	ハタノ シヅコ 波多野千津子	浜松北地域まちづくり協議会 会長
4	モリノ 茂美 森上 茂美	主任児童委員
5	スズキ トモエ 鈴木 智江	元小学校 校長
6	キミヤ タカノブ 木宮 敬信	常葉大学教育学部 教授
7	キリノウ タロウ 桐生 大輔	都田小学校 元PTA会長
8	カゲヤマ ヨシサカ 影山 善久	都田小学校 元PTA会長 CSC
9	ウチヤマ ヒトミ 内山 眸	都田小学校 PTA会長

令和5年度 第1回 浜松市立都田小学校運営協議会

日時 令和5年5月18日(木)

13:15～15:15

会場 浜松市立都田小学校 会議室

司会:教頭

- 1 挨拶・日程説明 13:15～13:20
- 2 授業参観 13:20～14:00
- 3 授業参観の感想 14:10～14:20
- 4 協議等 14:20～15:15

<次 第>

司会:教頭

- (1) 校長挨拶
- (2) 委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- (3) 自己紹介
- (4) 会長の選出、副会長の指名(会長が指名する)
- (5) 議長の選出(互選)
- (6) 前回の会議録、令和4年度協議会自己評価の確認

司会:議長

- (7) 熟議
 - ・学校運営の基本方針について(校長説明、質疑応答)
 - ・都田小学校いじめ防止基本方針について(生徒指導担当説明、質疑応答)
～地域、家庭でできることについて～
 - ・夢育やらまいか事業に対する意見書について(教頭説明、質疑応答)

司会:教頭

- (8) 報告
- (9) 連絡

今後の学校運営協議会開催予定

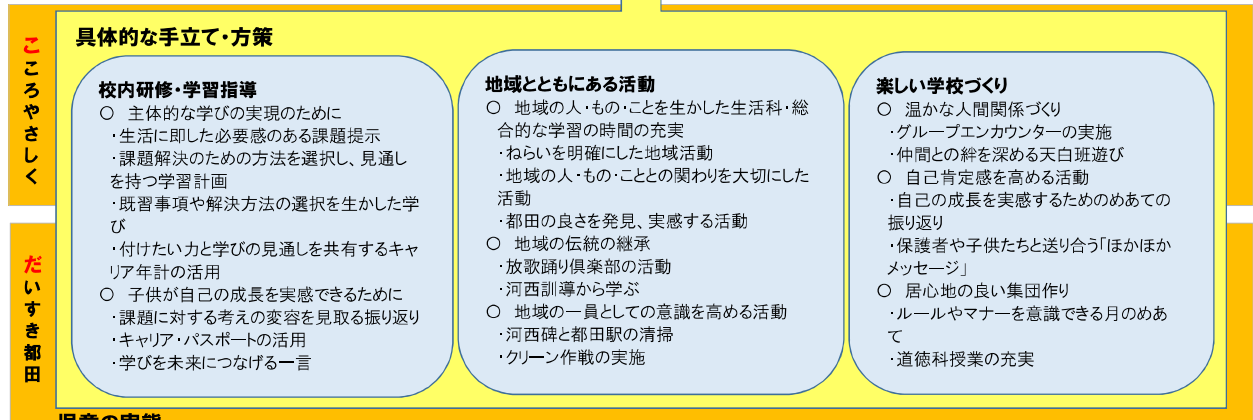
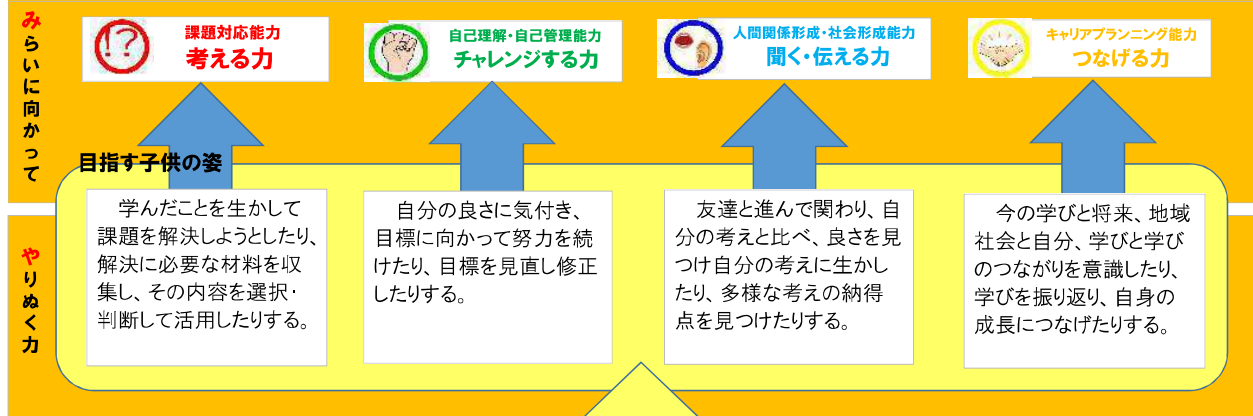
6月21日(水)	第2回学校運営協議会 13:30～16:00 【研究授業の参観と事後研修会への参加】
12月18日(月)	第3回学校運営協議会 13:30～15:00 【学校評価から見えた課題への対応策の検討】
3月 1日(金)	第4回学校運営協議会 10:15～12:15 【6年生を送る会参観とR6学校経営構想の承認】



夢に向かって 命を輝かせる子
～河西訓導から学ぶ「命の尊厳」～



キャリア教育の概念を根底にした教育活動の推進



児童の実態

- ・課題に対して真剣に取り組むことができる児童が多い。しかし、自ら課題を見つけて取り組んだり、計画を立てて学習したりする力はまだ不十分である。
- ・自分の目標を持ち、粘り強くやり遂げようとする子は増えている。
- ・温かい気持ちで友達と接することができたり、良好な人間関係を維持しようとして努力したりする子が大変多い。
- ・学習したことや経験したことが、これからの生活に生かすことができると感じている子は、着実に増えている。



目指す学校像

命を大切にする誓いの言葉



目指す教師像

- 子供が安心して自分らしさを発揮できる楽しい学校
- 保護者や地域に信頼される学校

- 心身ともに健康で、子供の成長を第一に考え、仲間と共に学び続ける教師

学校経営目標

あったか よりよく ていねいに

(子供に) 温かな心で 子供一人一人の成長を認め、より良い方法で 丁寧に指導、支援する。
(職員間) 温かな気持ちで協力し合い より良い方法を考え 丁寧に仕事をする。

国の方針・指針等

- 令和の日本型学校教育
- 調和と協調ある日本発のウェルビーイング
- 主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 社会に開かれた教育課程の実現
- 「知識、技能の習得」
- 「思考力、判断力、表現力の育成」

第3次浜松市教育総合計画 後期計画

- 未来創造への人づくり
- 市民協働による人づくり
- キャリア教育を核とした人づくり
- 【目指す子供の姿】
 - ・自分らしさを大切にすること
 - ・夢と希望を持ち続ける子供
 - ・これからの社会を生き抜くための資質・能力

都田中学校区 目指す子供像

- 夢に向かって努力する子
- 郷土を愛し、郷土に誇りをもつ子
- 合同研修・情報交換
 - ・3校連絡会 (校長 教頭 教務 研修 養教 事務)
 - ・夏季3校合同研修会
 - ・すこやかウィークの計画

家庭・地域の実態

- ・創立150年目を迎える、歴史と伝統のある学校で、平成18年4月に滝沢小と統合し、「滝沢放歌踊り」を継承している。
- ・3世代同居の家庭が多く、多くの大人の目で育てられている子供が多い。地域は学校の教育活動に大変協力的である。

浜松市立都田小学校いじめ防止基本方針【改定のポイント】

改定の概要

- ・「校内いじめ対策委員会の組織と役割、教職員の役割を明記
- ・いじめの未然防止に関する取組を充実、具体化
- ・いじめの組織対応について明記

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

- いじめ防止対策推進法第2条第1項に同じ＝人権、命の尊厳にかかわる問題
- いじめの認知は、校内いじめ対策委員会を活用して行う
- 犯罪行為、重大事態等、必要に応じて警察と連携する

2 いじめの理解

- いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1)いじめの未然防止

- 全ての子供に、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

(2)いじめの早期発見

- ささいな変化に気付き、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、積極的にいじめを認知する。

(3)いじめへの対処

- 具体的な対応方針、指導計画、体制を整備する。
- 子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。

(4)地域や家庭との連携

- PTA、学校運営協議会などを活用し、地域、家庭と連携する。

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会の組織と役割

- 校長(委員長)、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター兼生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任(必要に応じて、発達支援コーディネーター、SC、SSW等)

- 毎学期1回。事案が発生した際には随時開催。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

- 会議などの企画・運営
- 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携窓口
- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導推進
- 校内研修の企画・運営

②教職員の役割

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応が組織的、実効的に機能するよう明記

2 いじめの防止等に関する取組

(1)都田小年間指導計画

- 学校の教育活動を、いじめの未然防止の観点から見直し、年間指導計画を作成

(2)いじめの未然防止

- 学校目標「夢に向かって命を輝かせる子」の具現化を目指し、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。

□子供たちとの取組

- ア 子供がいじめの問題について考え、議論する(命について考える「河西先生物語」、情報モラル等)
- イ 授業づくりや集団作り(キャリア教育を根拠に据えた教育活動、授業改善、行事や校外学習)
- ウ 道徳教育の充実(「生命尊重」等、道徳教育の充実、ほかほかメッセージカード)
- エ 子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援(縦割り活動等)
- オ 自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動(構成的GE、天白班遊び等)

(3)いじめの早期発見

- 定期アンケート(学期1回)、個人面談(1学期末は全員実施)

(4)いじめに対する措置

- いじめ、又はいじめの疑いのある行為を発見した場合は、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、組織的に対応する。

(5)関係機関との連携

(6)学校における教育相談体制の整備

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

(8)いじめが「解消している」状態

- いじめに係る行為が止んでいること(3か月を目安)
- いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立都田小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

- 地域の人たちが、子供に積極的に関わり、温かい気持ちで接することができるよう学校の情報を適切に発信する。

(2)家庭の役割

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

第3 重大事態への対処

- 教育委員会へ報告し、市の方針に基づき対応

【都田小いじめ防止等のための基本方針】

<https://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/miyakoda-e/create/prevent/file/10495/ijimebousikihonnousinn.pdf>



(様式1)

令和 5年 5月18日

浜松市立都田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 小林 宗吉 様

浜松市立都田小学校運営協議会
会長 森上 茂美

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年5月18日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 河西訓導の教えであり、学校教育目標にも掲げられている「命の尊厳」を学ぶために、一人一鉢栽培を行うべきである。
⇒ 一鉢栽培棚を設置し、児童が毎日世話をする。
- ② 地域に愛着と誇りをもってもらうため、地域の伝統芸能である「滝沢の放歌踊り」を継承すべきである。
⇒ 必要な道具を整備する。
⇒ 演奏指導できる人を招聘し、練習（クラブ）を開催する。